

各 位

平成 15 年 10 月 23 日

本店所在地 東京都港区西新橋一丁目10番2号
会社名 ソフトバンク・インベストメント株式会社
(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)
代表者 代表取締役CEO 北尾 吉 孝
問い合わせ先 責任者役職名 代表取締役COO兼CFO
澤田 安 太 郎
電話番号 03 - 5501 - 2711 (代表)

株式の分割(無償交付)に関するお知らせ

平成 15 年 10 月 23 日開催の当社取締役会において、株式の分割(無償交付)に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

平成 16 年 1 月 20 日(火曜日)付をもって、次の通り普通株式 1 株を 3 株に分割する。

1. 株式分割の目的

株式の流動性を高めることを目的として実施するものであります。

2. 分割により増加する株式数

普通株式とし平成 15 年 11 月 30 日(日曜日)(ただし、当日および前日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成 15 年 11 月 28 日(金曜日))最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数とする。

3. 分割の方法

平成 15 年 11 月 30 日(日曜日)(ただし、当日および前日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成 15 年 11 月 28 日(金曜日))最終の株主名簿ならびに実質株主名簿に記載または記録された株主および端株原簿に記載または記録された端株主の所有株式数を 1 株につき 3 株の割合をもって分割する。

4. 日程

効力発生日 平成 16 年 1 月 20 日(火曜日)

配当起算日 平成 15 年 10 月 1 日(水曜日)

5. 当社が発行する株式の総数の増加

平成 16 年 1 月 20 日（火曜日）付をもって当社定款第 5 条を変更し、発行する株式の総数を 6,120,657 株増加し 9,142,000 株とする。

6. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

（ご参考）

分割により増加する株式数を具体的に明示しないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株引受権ならびに新株予約権の行使による新株式発行の可能性があり、分割基準日当日にならなければ同日現在の発行済株式総数が確定しないためであります。

株式分割後の発行済株式総数は、平成 15 年 9 月 30 日現在を基準として計算すると、次の通りとなります。

平成 15 年 9 月 30 日現在発行済株式総数	761,867.24 株
今回の分割により増加する株式数	1,523,734.48 株
株式分割後の発行済株式総数	2,285,601.72 株

今回の株式分割に伴い、当社発行ならびに合併により承継した、以下の新株引受権付社債についての新株引受権、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権、ならびに商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行した新株予約権の行使価額を平成 15 年 12 月 1 日以降以下の通り調整いたします。

（当社発行分）

銘柄名	調整後行使価額	調整前行使価額
第 1～4 回新株引受権付社債	6,250 円 00 銭	18,750 円 10 銭
第 5～9 回新株引受権付社債	76,394 円 60 銭	229,183 円 90 銭
第 10、11 回新株引受権付社債	63,592 円 50 銭	190,777 円 40 銭
旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権	63,667 円	191,000 円
商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行した新株予約権（第 4 期定時株主總會承認分）	18,313 円	54,937 円
商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行した新株予約権（第 4 期及び第 5 期定時株主總會承認分）	54,738 円	164,212 円

(合併による承継分)

銘柄名	調整後行使価額	調整前行使価額
第1～12回新株引受権付社債	5,732円00銭	17,195円90銭
第13～16回新株引受権付社債	6,349円20銭	19,047円60銭
商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとして発行した新株予約権	36,980円	110,938円

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

ソフトバンク・インベストメント株式会社 IR室 03-5501-2711